

# 残業手当の計算方法に騙されるな！

2014年8月度の相談状況

## 1. 労働相談の概況

### 1) 相談者数・件数について

「資料1. 2014年8月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

「資料3. 2014年8月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

今年8月の相談者数は63人で先月（59人）より若干増加し、前年同月（43人）と比べると大幅に増加しています。

相談項目数についても、112件、一人あたり1.77件となっており、前年同月（78件）より大幅に増加しています。

### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2014年8月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

男性40人（63.5%）、女性23人（36.5%）と男性が大きく上回っており、雇用形態別では、社員34人（44.6%）、社員以外26人（50.0%）、不明3人（5.4%）となっています。

社員以外では、パートが10人（17.8%）、契約社員7人（16.0%）、臨時5人（10.7%）、季節3人（1.9%）、派遣1人（3.6%）、です。

今回の相談者は正規労働者数が非正規労働者数を上回っています。

今月は、男性労働者の相談数が女性労働者を上回っております。

### 3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料2. 2014年8月、相談者数（業種別・相談項目別）より」

「資料3. 2014年8月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「医療・福祉・医薬品業」33人（29.5%）、「その他サービス業」22人（19.6%）、「小売業・飲食店」14人（12.5%）と続き、医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

### 4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2014年8月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、「賃金関係」22件、「労働契約関係」18件、「労働時間関係」16件、「差別等」16件、と続いています。

「賃金関係」のなかで時間外手当の未払いが特段に多いのが特徴です。

## 5) 違法率

「資料 4. 2014 年 8 月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）より」

相談項目数件中、違法件数 68 件、違反率は 60.7%で、前月より増加しております。その実態は、時間外手当の未払い、雇用契約を遵守しないなど違法を知りながらの悪質な違反が目立ちます。

「賃金関係」17 件、「労働時間関係」13 件、「労働契約関係」11 件、「差別等」10 件と続いています。

## 2. 8 月の雇用情勢

労働基準法等の労働法違反が増えています。

残業代の未払いが特段に多く、本来支払われるべき賃金を支払わないで長時間労働を強いることは、企業の犯罪行為です。

残業代の算出方法を間違えて、なかには意識的に法律を無視して算出している悪質なケースもあります。

例えば残業手当は、家族手当、住宅手当、通勤手当は計算基礎から除外されますが、皆勤手当、無事故手当、調整給などの手当は計算基礎にいれなければならないところ、基本給のみの計算基礎で行なってしまうなどです。

なお、家族手当、住宅手当については、一律に定額で支給する場合は、計算基礎に含みます。

年次有給休暇（年休）を取らせてもらえないという相談も相変わらず多く、とりわけパート労働者には、年休の権利がないと信じている人も多く、企業のほうも年休を与えなければならないと知っていても、年休を与えないでいる実態が多い。

最低賃金について、時給 734 円が今年の 10 月 8 日から時給 748 円に改定されますが、なかには基本給と固定残業代が支給されていて、基本給のみで計算すると最低賃金を下回る企業も見受けられます。

このように、労働者自身の無知もありますが、多くは企業の露骨な法違反のなかで「残業代がもらえない」「毎日、残業が多くて、心も体も限界」「年休がとれない」など労働基準法に違反する多くの相談がまいこみます。

労働者の権利についての基礎知識を知る必要がありますが、全体には認識が足りません。会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことから、あきらめないうで、自分のみで判断するのではなく、必ず当労働相談センターに相談しましょう。

以上

**【項目別参考資料】**

- 資料 1 2014 年 8 月 相談者数（雇用形態・男女別・業種別）
- 資料 2 2014 年 8 月 相談者数（業種別、相談項目別）
- 資料 3 2014 年 8 月 相談件数（雇用形態別、相談項目別）
- 資料 4 2014 年 8 月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）